

ミライロIDの呈示により、有料道路における 障害者割引制度の適用を受けられます

ETCをご利用されない場合、料金をお支払いいただく料金所で係員または料金精算機のカメラに事前登録を行った障害者手帳を呈示する必要があります。この際、手帳に記載された割引適用に必要な情報をミライロIDにご登録されたお客さまは、ミライロIDを呈示することで、**割引の適用を受けることが可能**となります。

「ミライロID」とは？

株式会社ミライロが提供する障害者手帳の情報を表示できるスマートフォン向けのアプリです。

ミライロID 登録完了までの流れ

● アプリをダウンロード

ミライロIDアプリをダウンロードし、アカウントを作ります。

※下記のアドレスからダウンロードが可能です。

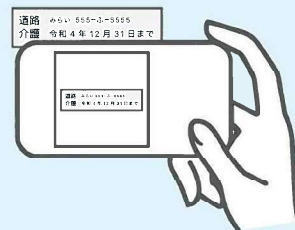
株式会社ミライロ 公式ウェブサイト

<https://mirairo-id.jp/>

● 手帳情報と有料道路の割引適用に必要な情報をアプリに登録

お手持ちの障害者手帳を撮影します。
(有料道路でご利用の場合、マイナポータルとの連携が必要です。)

撮影・登録完了後は、手帳の代替としてアプリを使用できます。



※詳しい操作方法等は下記の「有料道路でのミライロIDのご利用方法」からご確認ください。

料金所での使い方

料金をお支払いいただく料金所で一時停止のうえ、ミライロIDを起動し手帳画像及び割引適用に必要な情報が表示された画面を係員または料金精算機のカメラにご呈示ください。手帳の場合と同様に、係員が割引に必要な記載事項を確認いたします。



ご利用時の注意

※画像が小さく、料金所の係員が確認しづらい場合は、タップして拡大のうえ、ご呈示ください。

※ミライロIDでの確認が難しい場合は障害者手帳を確認しますので、**必ず障害者手帳を携行してください。**

※障害者ご本人が運転される場合、ミライロIDの操作は必ず安全な場所に停車して行ってください。

※係員へのスマートフォンの手渡しは、落下による破損等防止の観点からご遠慮ください。係員の指示に従い、お客さまご自身でスマートフォンを操作し、画面呈示いただくようお願いします。

※割引適用に必要な情報に変更があった場合は、必ずミライロIDの登録情報も変更してください。

問い合わせ先

ミライロID問合せフォーム

<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/requests/new>



問い合わせ先

有料道路でのミライロIDのご利用方法

<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/900005624323>

